

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

平素は、労働基準行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）【別添1】及び「労働安全衛生規則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和7年厚生労働省告示第301号、以下「皮膚等障害告示」という。）【別添2】については、令和7年11月18日に公布及び告示され、令和8年1月1日から施行又は適用されることとされたところです。

これらの改正省令及び皮膚等障害告示の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

第1 改正等の趣旨

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第577条の2第5項において、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し、医師又は歯科医師による健康診断を行ったときは、その結果の個人票を30年間保存しなければならないことを定めている。また、則第577条の2第11項において、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況等を記録し、当該記録を30年間保存しなければならないことを定めている。これらの記録について、事業者が事業を廃止しようとするときは、対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出する規定を設けたものである。

また、則第594条の2第1項に規定する皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障

いう。以下同じ。)を除く。)、令別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物及び令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。)として厚生労働大臣が定めるものとして、次のアからウまでに掲げる事項を定めたこと。

- ア 皮膚刺激性有害物質（皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいう。）
- イ 皮膚吸収性有害物質（皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものをいう。）
- ウ 製剤その他の物（ア又はイの物質を含有する製剤その他の物をいう。）

(2) 施行日

令和8年1月1日から適用する。

第3 細部事項

- 1 事業を廃止しようとするときのがん原性物質に係る対象記録等の所轄労働基準監督署長への提出（則第577条の2の2関係）

本規定の「事業を廃止しようとするとき」とは、すべての事業の廃止により事業者が会社等を解散しようとする場合であり、がん原性物質を取り扱う事業を廃止したとしても会社等が存続する場合は、当該会社等の事業者が引き続きがん原性物質に係る対象記録等の保存の義務を負うことから、本規定は適用されないこと。

- 2 皮膚等障害物質等から除外する物質について（皮膚等障害告示関連）

皮膚等障害化学物質について、鉛、1, 3-プロパンスルトン、令第16条第1項各号に掲げる物（石綿等を除く。）、令別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物及び令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛以外の物に限るとしているのは、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質を除外する趣旨であること。

- 3 国が行うGHS分類の結果の日付による限定について（皮膚等障害告示関連）

第1号イで定める皮膚刺激性有害物質の対象については、国が行うGHS分類の結果について、告示で定める日までに特定の有害性区分に該当すると分類されたものに限定することにより、事業者がSDSの作成等を行うための十分な準備期間を与える趣旨であること。当該告示で定める日に

○厚生労働省令第百十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

様式第二十四号の二の次に次の様式を加える。



附 則

この省令は、令和八年一年一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百九十四条の二第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。

二 皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三―プロパンスルトン、令第十六条第一項各号に掲げる物（石棉等を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（第一号に掲げる物の含有量が一重量パーセント以上であるもの又は前号に掲げる物の含有量が厚生労働省労働基準局長の定める基準以上であるものに限る。）